

「財産評価顧問」

平成24年対応版のご案内 (Ver.H24.1)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。

発売予定日

2012年9月18日リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.H2 3.1 以降

改正内容

税制改正内容

システムに関する税制改正のうち主なものは以下のとおりです。

取引相場のない株式の評価 法人税率の引き下げ

取引相場のない株式の法人税等相当額を計算するための率が変わりました。

課税時期が平成24年4月1日以降の法人税率が引き下げられ、別途復興特別法人税が創設されました。

システムでは
次のように対応します!

システムの対応

取引相場のない株式の評価 法人税率の引き下げ

法人税率引き下げと復興特別法人税の創設に伴い、「第5表1株当たりの順資産価額の計算書」の「⑧評価差額に対する法人税額等相当額」、「第8表株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書」の「⑧法人税額等相当額」「(21)法人税等相当額」の税率を、45%→42%に変更します。

※取引相場のない株式の評価第1表1/4画面の課税時期が、平成24年4月1日以降の場合は42%になります。
 なお、課税時期が平成24年3月31日以前は45%になります。

注意点

注意点等

- 平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続税の申告について
 財産評価顧問 Ver.H24.10 は、平成 24 年 4 月 1 日以降取得の財産の評価に対応しております。平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続の申告は、相続・贈与税顧問平成 23 年版に対応した財産評価顧問平成 23 年版をお使いください。
 平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続の申告は、必ず相続・贈与税顧問 平成 23 年版をお使いください。
- 平成 23 年版での先行入力について
 「財産評価顧問 Ver.H24.10」のリリース前に、平成 24 年の財産評価案件が発生した場合は、平成 23 年版でデータを先行入力することができます。
 平成 23 年版で入力した案件データは、平成 24 年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。このとき、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日取得の財産評価案件は、平成 23 年版を使用しますので、平成 24 年版に読込まないよう、ご注意ください。万が一、平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続案件を平成 24 年版で読込んだ場合は、平成 24 年版の案件を削除して、平成 23 年版の案件データをお使いください。

保守にご加入されていない方



平成24年税制改正に対応した「財産評価顧問 Ver.H24.1」は、
2012年9月中旬リリースです。お早目の保守ご加入をお願いいたします。

ポイント1

安心電話サポート
 システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供
 法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いたします。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス
 原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先



北海道オフィスマシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください